『高森町史』編さん業務委託仕様書

1　委託業務の概要

(1)委託業務の名称 『高森町史』編さん業務

(2)発行者 熊本県阿蘇郡高森町教育委員会

(3)編集 高森町史編さん委員会

(4)履行期限 契約日から令和7年3月31日まで

(5)委託業務の概要

『高森町史』編さんに関わる全業務(編さん委員会運営業務は除く)

高森町史編さん基本方針を基に下記業務を行い、令和7年3月に『高森町史』（3冊組）を納めること。

下記業務内容は主な内容であり、他にも納本までに必要な事項が大いに考えられるため、各社から納品までの業務内容の提案を受け、決定する。

【主な業務内容】

・執筆者の人選及び交渉

・執筆者会議開催(執筆者への委託契約、支払い等含む)

・制作に向けての実務(調査・編集・校正等)

・書籍のサイズ、ページ数、頁当たりの文字数及び文字の大きさ・書体・紙質の選定

・組み見本の制作（本文レイアウト見本）

・旧町史の読み込み及び検討

・仕様、コンセプト等を加味した構成案の追加、削除

・制作期間、収集資料量・期間等を加味し、目次案中の編、章、節等の頁数割

・執筆要領の作成

・出典、凡例、参考文献等に関する表記の統一

・工程進行管理表の作成

・原稿管理表の作成

・写真・図版・表組管理表の作成

・本文体裁(挿入資料・引用文・出典等)、用字・用語、数字年号等の表記

・執筆に当たって必要となる資料収集先、収集状況の把握

・資料収集終了後の内容精査と読み込み検討

・文体等の修正作業及び内容精査

・町内、町外での取材活動に関する検討及び会議

・町内・町外での取材活動を行う際の執筆者への対応等

・撮影に関する検討及び会議

・撮影スケジュールの制作、撮影対象への撮影許可、了解取り作業

・資料提供者及び取材協力者への原稿進行における確認

・資料提供者及び取材協力者への完成原稿の確認と了解

・収集資料・写真に関する著作権及び著作権申請に関するアドバイス

・提出原稿及び写真、図版、表組の管理に関する検討

・時代考証等、史実との確認

・図版及び表組み作成に関する検討

・補充追加　資料収集及び取材活動

・印刷前の最終データ確認作業

・新聞社等マスコミ・県内自治体へのパブリシティに関する検討

・収集資料の整理に関する検討

　など

【特記事項】

ア編集業務

①読みやすいページデザインの提案と組見本の提示

(編、章、節などの見出しと本文のバランス、文字の種類、色仕上がりなど)

②原稿のチェックと修正点の指摘

・漢字、仮名遣い、送り仮名、注記などの表記や誤りのチェック

　→執筆要領を提案し、それに基づく内容精査を行う

・差別用語、不適切用語、固有名詞の誤り

・現存する人々に不快感を与える可能性のある表現

・年号、年数、地名、人名等の表記や誤りのチェック

・全体の文体の整合性、記述の重複のチェック

・難解な文章表現、文脈の乱れ等の誤り

・著作権等侵害の疑義

③写真、図、表などの適切な割り付けの提案

④引用資料、図版などの著作権、掲載許可に関するアドバイス

⑤原稿のチェックと修正点の指摘は各校正段階において行うこと。なお、執筆要領に基づく修正は各校正ゲラに反映すること

イ校正業務

①校正回数は原則3回、色校(口絵)1回とする。各校正段階において、本町ヘゲラを提出する前に必ず受託業者で校正を行う。また、校正は受託業者内で行い、第三者へ委託することを禁止する。

②初校終了後、2校までの間に原稿の一部変更がありうるものとする。

③校正ゲラは、3セットを町へ提出する。

ウ印刷業務

【高森町史　3冊組】

①発行部数 各200冊（3冊セット計600冊）

②規格 A4判・上製本

③印刷方法 オフセット印刷

④組体裁 本文　横組

⑤ページ数 750ページ(250ページ×3冊を1つのケースに)

⑥写真点数 協議

⑦図版点数 協議

⑧本文用紙 書籍用紙72.5㎏

⑨本文刷色 1色+1色

⑩口絵刷色 4色+4色

⑪外字 常用漢字以外の文字を作成することがある

⑫ケース 化粧箱(ニス引き)

⑬データ DVDで3セット納品

⑭電子書籍 e-pub方式でのデータ納品（データ形式は変更の場合あり）

⑮その他 最低5年間のデータ保管を行うこと

2業務の遂行に関する注意事項

(1)業務体制の確保

本業務の遂行に当たって、受託者は営業担当以外に制作に関する専任の業務責任者を置き、原稿のチェックを確実に履行できる体制を確保すること。

(2)編さん業務の助言

本業務は通常の印刷物とは違い、編さん委員会との連携が必須である。作業工程内で不明な点を自由に相談し、助言を得られる人物と直接およびメール、電話等で打ち合わせができること。

(3)執筆者等の選定

執筆者等については、次のいずれかに該当するものとする。

1. 大学院で歴史学又は編集・
2. 執筆を担当する分野の学科を専攻したもので、修士以上の学位を有している者。

③ 大学で歴史学又は編集・執筆を担当する分野の専門課程を修了し、3編以上の調査報告書もしくは学術論文の執筆歴がある者。

④ 自治体史(市町村史)の執筆歴がある者。

3費用見積書

(1)費用見積書には費用総額及び年度ごとの費用を記載する(取引に係る消費税及び地方消費税を含む) 。※消費税については現在の税額10%で記載すること。

(2)年度ごとの費用については積算内訳(別紙可・様式集参照)を記載する。

(3)委託上限額は総額44,880,000円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む)とする。